

子どもたちの命を守るためのお願い

—三重県「予防のための子どもの死亡検証(CDR:チャイルド・デス・レビュー)」 体制整備モデル事業について—

私たちは命の大事さをいつも考えています。それが子どもであれば、なおのことです。何らかの事情や原因でお子さまを亡くされたとしても、同じことを繰り返さないために私たち専門家はこれから何をどうすればよいのか、それを検討するための調査などをCDRといいます。CDRは未来の子どもたちの命を守るための取組です。

お願いしたいことは・・・

三重県では、子どもの病気や事故などを未然に防ぐために、亡くなったすべての子どもの情報などを分析・検証し、私たち専門家がこれからどうすればよいのかを検討しています。それには、お子さまに関連する情報が必要となります。そこで、関係する機関から、情報を提供いただくことにつきまして、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

お子さまの同居家族の要配慮個人情報*₁の提供にご承諾いただけない場合は、別紙に必要事項を記入していただき、1か月以内に、CDRモデル事業事務局（三重大学医学部小児科）までご返送くださいますようお願いいたします。

なお、1か月を過ぎた場合であっても、ご家族より三重県CDRモデル事業への情報提供について取りやめのお申し出があった場合は、ご意向に沿い適切に対応します。

情報は適正に管理します。

- 本事業を進めるには、同居家族の要配慮個人情報のうち、お子さまの死と直接関係する情報のみ必要となります。ご家族に直接聞き取りを行うなどのご負担をおかけすることはありません。
- 収集した情報は適正に管理し、本事業以外には利用しません。
- 情報は匿名化し、個人が特定されない形にしたうえで、命を守るための予防策を検討します。
- 情報の提供に同意されない場合も、不利益を被ることはありません。

お問い合わせは下記までお願いします。

三重県子ども・福祉部子どもの育ち支援課母子保健班（津市広明町13番地）

Tel:059-224-2248

三重大学医学部小児科内CDRモデル事業事務局（津市江戸橋2-174）

Tel:059-231-5024 Mail:syounicdr@med.mie-u.ac.jp

なお、この事業は三重県と三重大学が協働して実施しています。

*₁ 個人情報の保護に関する法律 一部抜粋
(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

2 (略)

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。